

大蔵省令第五十七号

金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）の施行に伴い、及び証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定に基づき、特定金融会社等の開示に関する省令を次のように定める。

平成十一年五月十九日

大蔵大臣 宮澤 喜一

特定金融会社等の開示に関する省令

（趣旨）

第一条 特定金融会社等は、証券取引法の規定により有価証券届出書、発行登録書、発行登録追補書類、有価証券報告書又は半期報告書を提出するためこれらの書類を作成するときは、企業内容等の開示に関する省令（昭和四十八年大蔵省令第五号。以下「開示省令」という。）に定める事項のほか、この省令に定める事項をこの省令の定めるところにより記載しなければならない。

（定義）

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定金融会社等 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（以下「社債法」という。）第二条第三項に規定する特定金融会社等をいう。

二 有価証券届出書 証券取引法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、同法第五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によるものをいう。

三 発行登録書 証券取引法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

四 発行登録追補書類 証券取引法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

五 有価証券報告書 証券取引法第二十四条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する有価証券報告書をいう。

六 半期報告書 証券取引法第二十四条の五第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。

（貸付金残高の内訳等の有価証券届出書における開示）

第三条 証券取引法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする特定金融会社等（

以下「届出書提出特定金融会社等」という。）のうち次の各号に掲げる事項を記載した有価証券報告書又は半期報告書を提出していない者は、当該有価証券届出書に、当該有価証券届出書の提出日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）の直前事業年度終了の日における当該届出書提出特定金融会社等に係る次の各号に掲げる事項を、当該各号に定める様式により記載しなければならない。

- 一 貸付金の種別残高内訳 別紙様式第一号
- 二 資金調達内訳 別紙様式第二号
- 三 業種別貸付金残高内訳 別紙様式第三号
- 四 担保別貸付金残高内訳 別紙様式第四号
- 五 期間別貸付金残高内訳 別紙様式第五号

2 前項の規定により同項に規定する事項を有価証券届出書に記載しようとする届出書提出特定金融会社等は、次の各号に掲げる有価証券届出書の様式の区分に応じ、当該各号に定める箇所に記載しなければならない。

- 一 開示省令第二号様式 同様式の第二部 企業情報の第2 事業の状況の1 業績等の概要
 - 二 開示省令第二号の二様式 同様式の第一部 証券情報の第3 その他の記載事項
 - 三 開示省令第二号の三様式 同様式の第一部 証券情報の第3 その他の記載事項
 - 四 開示省令第二号の四様式 同様式の第二部 企業情報の第2 事業の状況の1 業績等の概要
 - 五 開示省令第二号の五様式 同様式の第二部 企業情報の第2 事業の状況の1 業績等の概要
- (貸付金残高の内訳等の発行登録書における開示)

第四条 証券取引法第二十三条の三第一項の規定により発行登録書を提出しようとする特定金融会社等(以下「発行登録書提出特定金融会社等」という。)のうち前条第一項各号に掲げる事項を記載した有価証券報告書又は半期報告書を提出していない者は、当該発行登録書に、当該発行登録書の提出日の属する事業年度(その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度)の直前事業年度終了の日における当該発行登録書提出特定金融会社等に係る同項各号に掲げる事項を、当該各号に定める様式により記載しなければならない。

2 前項の規定により同項に規定する事項を発行登録書に記載しようとする発行登録書提出特定金融

会社等は、開示省令第十一号様式の第一部 証券情報の第3 その他の記載事項の箇所に記載しなければならぬ。

(貸付金残高の内訳等の発行登録追補書類における開示)

第五条 証券取引法第二十三条の八第一項の規定により発行登録追補書類を提出しようとする特定金融会社等(以下「発行登録特定金融会社等」という。)のうち第三条第一項各号に掲げる事項を記載した有価証券報告書又は半期報告書を提出していない者は、当該発行登録追補書類に、当該発行登録追補書類の提出日の属する事業年度(その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度)の直前事業年度終了の日における当該発行登録特定金融会社等に係る同項各号に掲げる事項を、当該各号に定める様式により記載しなければならぬ。

2 前項の規定により同項に規定する事項を発行登録追補書類に記載しようとする発行登録特定金融会社等は、開示省令第十二号様式の第一部 証券情報の第3 その他の記載事項の箇所に記載しなければならぬ。

(貸付金残高の内訳等の有価証券報告書における開示)

第六条 証券取引法第二十四条第一項又は第三項の規定により有価証券報告書を提出すべき特定金融会社等（以下「報告書提出特定金融会社等」という。）は、当該有価証券報告書に、当該有価証券報告書に係る事業年度終了の日における当該報告書提出特定金融会社等に係る第三条第一項各号に掲げる事項を、当該各号に定める様式により記載しなければならない。

2 前項の規定により同項に規定する事項を有価証券報告書に記載しようとする報告書提出特定金融会社等は、次の各号に掲げる有価証券報告書の様式の区分に応じ、当該各号に定める箇所に記載しなければならない。

- 一 開示省令第三号様式 同様式の第一部 企業情報の第2 事業の状況の1 業績等の概要
 - 二 開示省令第三号の二様式 同様式の第一部 企業情報の第2 事業の状況の1 業績等の概要
 - 三 開示省令第四号様式 同様式の第一部 企業情報の第2 事業の状況の1 業績等の概要
- （貸付金の内訳等の半期報告書における開示）

第七条 証券取引法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき特定金融会社等（以下「半期報告書提出特定金融会社等」という。）は、当該半期報告書に、当該半期報告書に係る事

業年度の開始の日から六月を経過する日における当該半期報告書提出特定金融会社等に係る第三条第一項各号に掲げる事項を、当該各号に定める様式により記載しなければならない。

2 前項の規定により同項に規定する事項を半期報告書に記載しようとする半期報告書提出特定金融会社等は、次の各号に掲げる半期報告書の様式の区分に応じ、当該各号に定める箇所に記載しなければならない。

- 一 開示省令第五号様式 同様式の第一部 企業情報の第2 事業の状況の1 業績等の概要
 - 二 開示省令第五号の二様式 同様式の第一部 企業情報の第2 事業の状況の1 業績等の概要
- (不良債権の状況の有価証券届出書における開示)

第八条 届出書提出特定金融会社等のうち特定金融会社等の会計の整理に関する命令(平成十一年総理府令・大蔵省令第三十二号。以下「会計命令」という。)第九条第一項の規定により同項各号に該当する貸付金(以下「不良債権」という。)に関する事項(以下「不良債権の状況」という。)を注記した財務諸表(貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書又は損失処理計算書及び附属明細表をいう。以下同じ。)を記載した有価証券報告書又は同令第二十条第二項の規定により不良債権

の状況を注記した中間財務諸表（中間貸借対照表及び中間損益計算書をいう。以下同じ。）を記載した半期報告書を提出していない者は、当該有価証券届出書に、当該有価証券届出書の提出日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）の直前事業年度終了の日における当該届出書提出特定金融会社等に係る不良債権の状況を記載しなければならない。

2 前項に規定する不良債権の状況の記載に当たっては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

- 一 不良債権がある場合 当該不良債権の金額
- 二 不良債権がない場合 その旨

3 第一項の規定により同項に規定する不良債権の状況を有価証券届出書に記載しようとする届出書提出特定金融会社等は、次の各号に掲げる有価証券届出書の様式の区分に応じ、当該各号に定める箇所に記載しなければならない。

- 一 開示省令第二号様式 同様式の第二部 企業情報の第2 事業の状況の1 業績等の概要

- 二 開示省令第二号の二様式 同様式の第一部 証券情報の第3 その他の記載事項
 - 三 開示省令第二号の三様式 同様式の第一部 証券情報の第3 その他の記載事項
 - 四 開示省令第二号の四様式 同様式の第二部 企業情報の第2 事業の状況の1 業績等の概要
 - 五 開示省令第二号の五様式 同様式の第二部 企業情報の第2 事業の状況の1 業績等の概要
- (不良債権の状況の発行登録書における開示)

第九条 発行登録書提出特定金融会社等のうち会計命令第九条第一項の規定により不良債権の状況を注記した財務諸表を記載した有価証券報告書又は同令第二十条第二項の規定により不良債権の状況を注記した中間財務諸表を記載した半期報告書を提出していない者は、当該発行登録書に、当該発行登録書の提出日の属する事業年度(その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度)の直前事業年度終了の日における当該発行登録書提出特定金融会社等に係る不良債権の状況を記載しなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定により同項に規定する不良債権の状況を発行登録書に記載する場合について準用する。

3 第一項の規定により同項に規定する不良債権の状況を発行登録書に記載しようとする発行登録書提出特定金融会社等は、開示省令第十一号様式の第一部 証券情報の第3 その他の記載事項の箇所に記載しなければならない。

(不良債権の状況の発行登録追補書類における開示)

第十条 発行登録特定金融会社等のうち会計命令第九条第一項の規定により不良債権の状況を注記した財務諸表を記載した有価証券報告書又は同令第二十条第二項の規定により不良債権の状況を注記した中間財務諸表を記載した半期報告書を提出していない者は、当該発行登録追補書類に、当該発行登録追補書類の提出日の属する事業年度(その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度)の直前事業年度終了の日における当該発行登録特定金融会社等に係る不良債権の状況を記載しなければならない。

2 第八条第二項の規定は、前項の規定により同項に規定する不良債権の状況を発行登録追補書類に記載する場合について準用する。

3 第一項の規定により同項に規定する不良債権の状況を発行登録追補書類に記載しようとする発行

登録特定金融会社等は、開示省令第十二号様式の第一部 証券情報の第3 その他の記載事項の箇所に記載しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、社債法の施行の日から施行する。

(不良債権の状況の開示の特例)

第二条 報告書提出特定金融会社等は、平成十二年三月三十一日前に終了する事業年度に係る有価証券報告書を提出しようとするときは、当該有価証券報告書に、当該事業年度終了の日における当該報告書提出特定金融会社等に係る不良債権の状況を記載しなければならない。ただし、当該不良債権の状況を記載することが困難なときは、当該報告書提出特定金融会社等の貸付金のうち当該不良債権に準ずるものに関する事項を記載することができる。

2 第六条第二項及び第八条第二項の規定は、前項の規定により同項に規定する不良債権の状況(同項ただし書に規定する場合)にあつては、同項ただし書に規定する不良債権に準ずるものに関する事

項)を有価証券報告書に記載する場合について準用する。

第三条 半期報告書提出特定金融会社等は、平成十二年三月三十一日前に終了する事業年度に係る半期報告書を提出しようとするときは、当該半期報告書に、当該事業年度の開始の日から六月を経過する日における当該半期報告書提出特定金融会社等に係る不良債権の状況を記載しなければならぬ。ただし、当該不良債権の状況を記載することが困難なときは、当該半期報告書提出特定金融会社等の貸付金のうち当該不良債権に準ずるものに関する事項を記載することができる。

2 第七条第二項及び第八条第二項の規定は、前項の規定により同項に規定する不良債権の状況(同項ただし書に規定する場合にあつては、同項ただし書に規定する不良債権に準ずるものに関する事項)を半期報告書に記載する場合について準用する。

(不良債権の状況の開示に関する経過措置)

第四条 第八条第一項の規定の適用については、平成十一年十二月三十一日までに当該有価証券届出書を提出する場合であつて、当該有価証券届出書の提出日の属する事業年度(その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度)の直前事業年度終了の日における当該届出

書提出特定金融会社等の不良債権の状況を記載することが困難なときは、同項の規定にかかわらず、当該有価証券届出書の提出日の属する事業年度の直前事業年度終了の日における当該届出書提出特定金融会社等の不良債権の状況又は当該有価証券届出書の提出日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その日の属する事業年度又はその直前事業年度）の直前事業年度終了の日における当該届出書提出特定金融会社等の貸付金のうち不良債権に準ずるものに関する事項を不良債権の状況に準じて記載することができる。

第五条 第九条第一項の規定の適用については、平成十一年十二月三十一日までに発行登録書を提出する場合であつて、当該発行登録書の提出日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）の直前事業年度終了の日における当該発行登録書提出特定金融会社等の不良債権の状況を記載することが困難なときは、同項の規定にかかわらず、当該発行登録書の提出日の属する事業年度の直前事業年度終了の日における当該発行登録書提出特定金融会社等の不良債権の状況又は当該発行登録書の提出日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その日の属する事業年度又はその直前事業年度）の直前事業年度終

了の日における当該発行登録書提出特定金融会社等の貸付金のうち不良債権に準ずるものに関する事項を不良債権の状況に準じて記載することができる。

第六条 第十条第一項の規定の適用については、平成十一年十二月三十一日までに発行登録書を提出する場合であつて、当該発行登録追補書類の提出日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）の直前事業年度終了の日における当該発行登録特定金融会社等の不良債権の状況を記載することが困難なときは、同項の規定にかかわらず、当該発行登録追補書類の提出日の属する事業年度終了の日における当該発行登録特定金融会社等の不良債権の状況又は当該発行登録追補書類の提出日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その日の属する事業年度又はその直前事業年度）の直前事業年度終了の日における当該発行登録特定金融会社等の貸付金のうち不良債権に準ずるものに関する事項を不良債権の状況に準じて記載することができる。

（企業内容等の開示に関する省令の一部を改正する省令の一部改正）

第七条 企業内容等の開示に関する省令の一部を改正する省令（平成十一年大蔵省令第十五号）の一

部を次のように改正する。

附則に次の三項を加える。

8 特定金融会社等（金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）第二条第三項に規定する特定金融会社等をいう。以下同じ。）が附則第二項の規定により旧令第二号様式から第二号の四様式までによる有価証券届出書を提出しようとするときは、旧令第二号様式記載上の注意クの中

「 なお、届出書提出日後6箇月の生産、販売等について確実な見通しがある場合には、根拠を示してその概要を記載することができる。」

とあるのは

「 なお、届出書提出日後6箇月の生産、販売等について確実な見通しがある場合には、根拠を示してその概要を記載することができる。」

これらに加えて、特定金融会社等の開示に関する省令（平成11年大蔵省令57号）第3条第1項の規定により記載すべき同項に規定する事項及び同令第8条第1項の規定により記

載すべき同項に規定する不良債権の状況（平成 11 年 12 月 31 日までの間に届出書を提出する場合で、届出書の提出日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）の直前事業年度終了の日における不良債権の状況を記載することが困難なときは、届出書の提出日の属する事業年度の直前事業年度終了の日における不良債権の状況又は届出書の提出日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その日の属する事業年度又はその直前事業年度）の直前事業年度終了の日における貸付金のうち不良債権に準ずるものに関する事項）を同条第 2 項に定めるところにより記載すること。

「 ①、②、③、④の四様式記載上の注意、⑤の三様式記載上の注意及び⑥の四様式記載上の注意」

「 次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。」

①、②、③、④

「 次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。」

これらに加えて、特定金融会社等の開示に関する省令（平成11年大蔵省令57号）第3条第1項の規定により記載すべき同項に規定する事項及び同令第8条第1項の規定により記載すべき同項に規定する不良債権の状況（平成11年12月31日までの間に届出書を提出する場合で、届出書の提出日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）の直前事業年度終了の日における不良債権の状況を記載することが困難なときは、届出書の提出日の属する事業年度の直前事業年度終了の日における不良債権の状況又は届出書の提出日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その日の属する事業年度又はその直前事業年度）の直前事業年度終了の日における貸付金のうち不良債権に準ずるものに関する事項）を同条第2項に定める方法により記載すること。

と読み替えて適用するものとする。

- 9 特定金融会社等が附則第三項の規定により旧令第3号様式及び第四号様式による有価証券報告書を提出しようとするときは、旧令第3号様式記載上の注意ル中

「 第二号様式記載上の注意(ク) に準じて記載すること。

」

ウのロセ

「 第二号様式記載上の注意(ク) に準じて記載すること。

これに加えて、特定金融会社等の開示に関する省令（平成 11 年大蔵省令 57 号）第 6 条第 1 項の規定により記載すべき同項に規定する事項及び同令附則第 2 条第 1 項の規定により記載すべき同項に規定する不良債権の状況（不良債権の状況を記載することが困難なときは、貸付金のうち不良債権に準ずるものに関する事項）を同令第 8 条第 2 項に定めるところにより記載すること。

」

エ、 田舎銀行の経営状況の共担

「 ただし、「第 1 会社の概況」の「 5 株式の状況」中「 議決権の状況」について

は、当事業年度末現在及び提出日の最近日現在について記載し、「第 5 経理の状況」の「 6 最近の財務諸表」については、最近 5 事業年度（6 月を 1 事業年度とする会社にあつては 10 事業年度）の貸借対照表、損益計算書（製造原価明細書及び売上原価明細書を除く。）

及び利益処分計算書（又は損失処理計算書）のうち、「1 財務諸表」に記載したものの以外
のものを、第二号様式記載上の注意(ミ) に準じて掲げること。」

ユロのセ

「ただし、「第1 会社の概況」の「5 株式の状況」中「議決権の状況」については
、当事業年度末現在及び提出日の最近日現在について記載し、「第3 営業の状況」の「1
概要」については、第二号様式に準じて記載し、これに加えて特定金融会社等の開示に関す
る省令（平成11年大蔵省令57号）第6条第1項の規定により記載すべき同項に規定する
事項及び同令附則第2条第1項の規定により記載すべき同項に規定する不良債権の状況（不
良債権の状況を記載することが困難なときは、貸付金のうち不良債権に準ずるものに関する
事項）を同令第8条第2項に定めるところにより記載し、「第5 経理の状況」の「6 最
近の財務諸表」については、最近5事業年度（6月を1事業年度とする会社にあつては10事
業年度）の貸借対照表、損益計算書（製造原価明細書及び売上原価明細書を除く。）及び利
益処分計算書（又は損失処理計算書）のうち、「1 財務諸表」に記載したものの以外のもの

を、第二号様式記載上の注意(三) に準じて掲げること。

と読み替えて適用するものとする。

10 特定金融会社等が附則第四項の規定により旧令第五号様式による半期報告書を提出しようとする

るにせよ、旧令第五号様式を中

「 当該半期における製品の品目別（比較的ウエイトの低いものはまとめて記載してもよい。
。 ）販売実績（数量及び金額）を前年同期と対比して記載すること。

製品の販売実績のうち輸出が相当部分を占める場合には、輸出高の総額及び総販売実績に対する輸出の割合、製品の品目別の輸出高及び当該品目別の販売実績に対する輸出の割合並びに輸出高の総額に対する主要な輸出先国又は地域別の輸出の割合を記載すること。
。

にせよ

「 当該半期における製品の品目別（比較的ウエイトの低いものはまとめて記載してもよい。
。 ）販売実績（数量及び金額）を前年同期と対比して記載すること。

製品の販売実績のうち輸出が相当部分を占める場合には、輸出高の総額及び総販売実績に対する輸出の割合、製品の品目別の輸出高及び当該品目別の販売実績に対する輸出の割合並びに輸出高の総額に対する主要な輸出先国又は地域別の輸出の割合を記載すること。

から までにより記載すべき事項に加えて特定金融会社等の開示に関する省令（平成11年大蔵省令57号）第7条第1項の規定により記載すべき同項に規定する事項及び同令附則第3条第1項の規定により記載すべき同項に規定する不良債権の状況（不良債権の状況を記載することが困難なときは、貸付金のうち不良債権に準ずるものに関する事項）を同令第8条第2項に定めるところにより記載すること。

と読み替えて適用するものとする。

貸付金の種別残高内訳

貸付種別		件数・残高		平均約定金利	
		件数	構成割合	残高	構成割合
消費者向	無担保 （住宅向を除く）	件	%	百万円	%
	有担保 （住宅向を除く）				
	住宅向				
	計				
事業者向	計				
合計		100		100	

（記載上の注意）

1. 「平均約定金利」は加重平均により小数点第 2 位まで記載する。
2. 「住宅向」は住宅購入を目的とするいわゆる住宅ローンをいうこととし、住宅を担保に住宅ローン以外の貸付けを行う場合を含まない。
3. 担保には保証を含まない。
4. 「件数」は契約件数を記載する。

資金調達内訳

借入先等	残高	平均調達金利
金融機関等からの借入	百万円	%
その他		
社債・CP		
合計		
自己資本		——
資本金・出資額		——

（記載上の注意）

1. 「平均調達金利」は加重平均により小数点第2位まで記載する。
2. 「金融機関等」とは、銀行、長期信用銀行、信託銀行、信用金庫、生命保険会社、損害保険会社、外国銀行、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合、政府関係金融機関等、関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項における関係会社）、事業会社（信販・リース会社を含む）及び個人をいう。
3. 「自己資本」とは、資産の合計額より負債の合計額並びに配当金及び役員賞与金の予定額を控除し、引当金（特別法上の引当金を含む。）の合計額を加えた額をいう。
4. 「残高」は借入当初の元本ではなく、元本の残額を記載する。
5. 欄外に、会計年度中に行った貸付債権の譲渡の合計額（自己の貸付債権を第三者に譲渡することにより得られた対価の合計額）を記載する。

業種別貸付金残高内訳

業種別	先数・残高	先 数		残 高	構成割合
		件	構成割合		
製 造 業		件	%	百万円	%
建 設 業					
電気・ガス・熱供給・水道業					
運 輸 ・ 通 信 業					
卸 売 ・ 小 売 業、 飲 食 店					
金 融 ・ 保 険 業					
不 動 産 業					
サ ー ビ ス 業					
個 人					
そ の 他					
合 計			100		100

（記載上の注意）

- 1．業種別貸付残高は貸付先の主な事業（過去1年間における総売上高のうち割合の最も高いもの）により分類する。
- 2．業種は、日本標準産業分類により分類する。
- 3．「先数」は名寄せした債務者数を記載する。
- 4．貸付金の種別残高内訳の消費者向けと個人欄の金額は一致する。

担保別貸付金残高内訳

受入担保の種類	残高	構成割合
有価証券	百万円	%
うち株式		
債権		
うち預金		
商品		
不動産		
財団		
その他		
計		
保証		
無担保		
合計		100

（記載上の注意）

2種類以上の担保がある貸付金については、この様式に掲げている受入担保の種類の前記配列順にしたがって、担保の評価額を限度として充当計上する。

期間別貸付金残高内訳

期 間 別	件 数	残 高	
		件	構成割合
1 年 以 下	件	百万円	%
1 年 以 下			
1 年 超 5 年 以 下			
5 年 超 1 0 年 以 下			
1 0 年 超 1 5 年 以 下			
1 5 年 超 2 0 年 以 下			
2 0 年 超 2 5 年 以 下			
2 5 年 超			
合 計		100	100
一 件 当 た り 平 均 期 間			

（記載上の注意）

- 1．「1件当たり平均期間」は加重平均により算出する。
- 2．期間は約定期間による。